

議案第 2 号

我孫子市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の制定について

我孫子市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように制定する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

我孫子市長 星 野 順一郎

提案理由

児童福祉法第 34 条の 16 第 1 項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため提案するものです。

我孫子市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）

第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号。以下「府令」という。）の例による。

(乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準)

第3条 法第34条の16第1項の規定に基づき条例で定める基準は、次条及び第5条に定めるもののほか、府令に定める基準の例による。

(一般型乳児等通園支援事業所の乳児室の面積に係る基準)

第4条 前条の規定によりその例によることとされる府令第21条第2号の規定の適用については、同号中「1.65平方メートル」とあるのは、「3.3平方メートル」とする。

(余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準)

第5条 第3条の規定によりその例によることとされる府令第25条の規定の適用については、同条第1号中「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」とあるのは「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉県条例第85号）」と、同条第2号中「認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準」とあるのは「認定こども園の認定の要件を定める条例（平成18年千葉県条例第64号）」と、同条第3号中「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）」とあるのは「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職

員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年千葉県条例第41号）」
と、同条第4号中「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成
26年厚生労働省令第61号）」とあるのは「我孫子市家庭的保育事業等の設
備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第27号）」とする。

（委任）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。